

## 令和7年度高知県入院者訪問支援事業訪問支援員養成研修 実施要領

### 1 目的

精神保健福祉法第35条の2に規定された入院者訪問支援事業を適切に実施するため、対応する訪問支援員に求められている知識・技能等を習得するための養成研修を実施する。

### 2 本研修の取扱い

本研修は、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知（「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備及び経過措置に関する省令」の公布等について（通知）」令和5年11月27日付け障発1127第1号）に定められている内容に沿うものである。

### 3 実施機関

主 催：高知県子ども・福祉政策部障害保健支援課（高知市丸ノ内一丁目2番20号）

委託先：高知県入院者訪問支援事業事務局（高知市本町4丁目1番37号丸ノ内ビル内）

### 4 実施の概要

#### 【実施方法】

（1）講義：研修動画の事前視聴

（2）演習：対面研修

#### 【日 程】

（1）講 義：研修動画を各自視聴したうえでアンケートに回答し、令和7年10月3日（金）までに高知県障害保健支援課に提出すること。

なお、研修動画視聴のURL及びアンケートは受講決定通知と併せて送付する。

（2）演 習：令和7年10月17日（金）午前9時45分～午後16時30分

（9時30分から受付開始）

ちより街テラス会議室（高知市知寄町2丁目1番37号）

### 5 研修対象者

次の（1）から（3）の全てに該当する者を対象者とする。

（1）高知県内に在住している者

（2）入院者訪問支援員として、入院中の精神障害者に寄り添い、意思表示のサポートを行うことを希望する者。

（3）以下の①から③の全てに該当する者。

①入院している対象者の話を誠実かつ熱心に聞くことができる者

- ②入院している対象者の立場に立って、誠実にその職務を行うことができる者
- ③職務に関して知り得た人の秘密を、正当な理由がなく他人に漏らさない者

## 6 受講定員

20名程度

※定員を超えた場合は、圏域及び専門職・非専門職等のバランスを考えて受講決定する。

## 7 研修内容

講義及び演習（別添カリキュラム参照）

## 8 受講費用

無料

## 9 受講申込方法及びその他注意事項

### （1）申込方法

下記のフォームから申し込むこと。

<https://x.gd/P4cHx>

※ネットでの申込が難しい等の事情がある場合は、【14 その他】に記載している電話番号まで連絡すること。

### （2）その他注意事項

- ① 本要領に同意できない場合は、申込はできない。
- ② 申込期限までに申込手続きを行わなかった場合や、申込内容に不備があった場合は、受講者として決定しない。
- ③ FAXでの申込は受けしないので注意すること。

### （3）個人情報の利用目的

申込時に入力された個人情報は、本研修事業以外の目的には使用しない。研修受講修了者の情報は、高知県障害保健支援課及び高知県入院者訪問支援事業事務局で共有する。

## 10 申込期間

令和7年7月28日（月）～8月29日（金）午後5時まで

## 11 受講決定

- （1）高知県障害保健支援課長が受講者を決定の上、受講申込フォームに記載されたメールアドレス等に受講可否を通知する。
- （2）令和7年9月12日（金）までに受講可否についての通知（メール等）が届かない場合は、高知県障害保健支援課（088-823-9669）に必ず問合せること。

(3) 受講者の変更は原則できないため、留意すること。

12 研修受講に係る交通費・通信費等  
受講者負担とする。

13 修了証書の交付

研修日程全てを修了した者に、「修了証書」を交付する。

なお、以下のいずれかに該当する者及び受講決定を取り消された者には、修了証書は交付しない。

(1) 事前視聴に係るアンケート未回答者

(2) 演習(対面研修)における遅刻・早退・欠席・中抜け等により、全て又は一部のカリキュラムを受講できなかった場合

(3) 研修中、私語・居眠り・スマートフォンやタブレット等の操作・不必要な写真撮影・受講態度がふさわしくない場合等

14 その他

(1) 研修中の録音・録画・写真撮影は一切禁止とする。

(2) やむを得ない事情により研修を中止する場合等緊急の場合には、受講申込フォームに記載されたメールアドレスにて連絡する。

(3) その他、研修全般に係る不明な点等は、高知県入院者訪問支援事業事務局(070-2432-1083)又は高知県障害保健支援課(088-823-9669)まで連絡すること。

## 令和7年度 高知県入院者訪問支援事業 訪問支援員養成研修カリキュラム

講義（事前に動画視聴） 10月3日（金）までに動画を視聴し、アンケートを提出

科目名	時間	内容
講義		
入院者訪問支援事業について	約 20 分	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入院者訪問支援事業が創設された背景</li> <li>・入院者訪問支援事業の概要</li> <li>・入院者訪問支援事業で期待されること</li> </ul>
入院者訪問支援の意義と目的	約 35 分	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入院者訪問支援員の研修に求められること</li> <li>・アドボカシーについて</li> <li>・アドボカシーの対象者の背景</li> <li>・アドボカシーで必要とされる姿勢や関わり</li> </ul>
入院者訪問支援員の役割	約 35 分	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入院者訪問支援員の役割</li> <li>・実際の支援の原則</li> <li>・情報提供のあり方について</li> </ul>
入院している人が体験すること	約 30 分	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入院している人が体験すること</li> <li>・精神科の入院形態</li> <li>・精神科病院の特徴とは</li> <li>・精神科病院での行動制限とは</li> <li>・多職種チームによる医療・支援の提供</li> <li>・精神科病院における権利擁護の取組例</li> </ul>
入院者訪問支援の実践	約 35 分	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入院者訪問支援の流れ</li> <li>・面接技術</li> <li>・面会の引き出し</li> </ul>
精神医療の現状と課題	約 20 分	<ul style="list-style-type: none"> <li>・精神医療の現状</li> <li>・精神科病院における事件・人権上の課題</li> <li>・背景にある課題</li> </ul>
知っておくべき資源	約 20 分	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入院者訪問支援員が知っておくべき資源</li> <li>・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムについて</li> <li>・精神医療審査会について</li> </ul>
精神障害者の人権	約 25 分	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者権利条約について</li> <li>・障害の社会モデル、インクルージョンについて</li> <li>・アドボカシーと人権</li> </ul>

令和7年度 高知県入院者訪問支援事業 訪問支援員養成研修カリキュラム

対面研修 日時：令和7年10月17日（金） 定員20名程度

場所：ちより街テラス会議室

開始	終了	内容	進行
9:30	9:45	受付	
9:45	9:55	事務連絡	
9:55	10:10	高知県の入院者訪問支援事業について	
10:10	10:20	【チェックイン】 グループ内で自己紹介・アイスブレイク	
10:20	11:00	【演習①】 入院者訪問支援員の役割に関する考え方	
11:00	12:00	【演習②】 出会いの場面(ロールプレイと意見交換)	
12:00	13:00	昼休憩	
13:00	14:30	【シンポジウム】入院者訪問支援事業の意義と支援員の役割～それぞれの立場から～	
14:30	14:40	休憩	
14:40	16:00	【演習③】実際の相談場面～傾聴と支援員の役割～ ～(ロールプレイと意見交換)	
16:00	16:20	【チェックアウト】支援員のミッションとわたしの思い	
16:20	16:30	事務連絡	